

後期高齢支援システム標準化検討会
第10回 検討会

標準仕様書1.4版に向けた各種課題の 対応について

令和7年9月26日

資料 2

後期高齢支援システム標準化
検討会（第10回）

令和7年9月26日

目次

1.	標準化検討における今年度実施事項（サマリ）	2
2.	標準化検討における今年度実施事項（各論）	
2.1	帳票詳細要件と帳票レイアウトに係る事項	4
2.2	その他事項	15
3.	今後のスケジュール	22

1. 標準化検討における今年度実施事項（サマリ）

1. 標準化検討における今年度実施事項（サマリ）

今年度は新規帳票の追加及び一部納付書の修正に伴った、帳票詳細要件と帳票レイアウトの修正が主な改版事項となる。

令和7年度実施内容*

1

帳票詳細要件と 帳票レイアウトに 係る事項

- 督促状兼納付書の圧着ハガキ様式の追加
- 口座振替不能通知書兼納付書の圧着ハガキ様式の追加
- 納付書の表記ゆれ修正
- 納付書の領収証書における被保険者氏名欄の位置修正の検討
- 期別保険料額のレイアウト修正の検討

2

その他事項

- 「子ども・子育て支援金対応」に係る機能の適合基準日の取り扱いの検討
- 標準仕様書1.3版における残課題対応

*：その他、機能要件における、不明瞭であった一部記載について補記

2. 標準化検討における今年度実施事項（各論）

2.1 帳票詳細要件と帳票レイアウトに係る事項

2.2 その他事項

2.1 帳票詳細要件と帳票レイアウトに係る事項

- (1) 督促状兼納付書の圧着ハガキ様式の追加
- (2) 口座振替不能通知書兼納付書の圧着ハガキ様式の追加
- (3) 納付書の表記ゆれ修正
- (4) 納付書の領収証書における被保険者氏名欄の位置修正の検討
- (5) 期別保険料額のレイアウト修正の検討

督促状兼納付書の圧着ハガキ様式を、標準オプションとして追加することとする。

国保標準仕様書第1.5版において、以下の理由により督促状兼納付書の圧着ハガキ様式が標準オプションとして取り込まれたことから、後期標準仕様書においても同様の対応の可否を検討する。

- 介護標準仕様書にて規定されているため
- 全国意見照会において複数の自治体から意見が寄せられたため

以下の理由から、標準オプションとしてレイアウト追加することとする。

- 介護・国保標準仕様書と横並びを取るため
- 過去（1.0版～1.3版）の全国意見照会で督促状兼納付書の圧着ハガキ様式の追加依頼を受領していたため

[illegible]

収納-21 後期高齢者医療保険料督促状兼納付書（はがき）（マル公）

[illegible]

収納-22 後期高齢者医療保険料督促状兼納付書 (はがき) (マル公) (eL-ORあり)

2.1 帳票詳細要件と帳票レイアウトに係る事項

- (1) 督促状兼納付書の圧着ハガキ様式の追加
- (2) 口座振替不能通知書兼納付書の圧着ハガキ様式の追加
- (3) 納付書の表記ゆれ修正
- (4) 納付書の領収証書における被保険者氏名欄の位置修正の検討
- (5) 期別保険料額のレイアウト修正の検討

口座振替不能通知書兼納付書の圧着ハガキ様式を、標準オプションとして追加する。

国保標準仕様書第1.5版において、以下の理由により口座振替不能通知書兼納付書の圧着ハガキ様式が標準オプションとして取り込まれたことから、後期標準仕様書においても同様の対応の要否を検討する。

- 全国意見照会において複数の自治体から意見が寄せられたため
- 国保標準仕様書 第2回合同ワーキングチーム（令和7年8月7日開催）にて当該様式の追加要望が示されたため

以下の理由から、標準オプションとしてレイアウト追加することとする。

- 国保標準仕様書と横並びを取るため
- 過去（1.0版～1.3版）の全国意見照会で口座振替不能通知書兼納付書の圧着ハガキ様式の追加依頼を受領していたため

[illegible]

収納-23 口座振替不能通知書兼納付書（はがき）（マル公）

[illegible]

収納-24 口座振替不能通知書兼納付書（はがき）（マル公）（eL-QRあり）

2.1 帳票詳細要件と帳票レイアウトに係る事項

- (1) 督促状兼納付書の圧着ハガキ様式の追加
- (2) 口座振替不能通知書兼納付書の圧着ハガキ様式の追加
- (3) 納付書の表記ゆれ修正
- (4) 納付書の領収証書における被保険者氏名欄の位置修正の検討
- (5) 期別保険料額のレイアウト修正の検討

マル公・カク公の一部納付書にて、表記ゆれが確認されたため、修正を行った。

検討を行う背景

国保標準仕様書においては、令和6年度のeLTAX対応の際、業界5団体と調整の上、納付書レイアウトが規定されている。しかし、市区町村から「納付書レイアウトに対して、うち審査にて指摘を受けている」という問い合わせを複数受け、国保標準仕様書第1.5版において納付書レイアウトの見直しが行われた。このことを受け、後期標準仕様書においても対応の要否を検討する。

事務局の方針

後期標準仕様書においても、業界5団体と調整を行ったうえで納付書レイアウトを規定していたため、うち側からの指摘箇所については基本的に対応完了している。
しかし、一部の納付書レイアウトで「口座記号番号」と「口座番号」の記載ゆれが確認されたため、「口座記号番号」へ修正を行う。

なお、本帳票レイアウトは、令和7年8月8日にデジタル庁から発出された事務連絡のとおり、参考様式としての扱いである。
そのため、実使用に際してはうち審査を経て、自治体側で必要に応じて修正していただくことを想定している。

修正内容の一例および修正対象

修正前の一例	修正後の一例	修正対象
<納付書1（カク公）> 77 〇〇県〇〇市 賦課年度 年度 後期高齢者医療保険 加入者名 〇〇市 会計管理者 口座番号 01234-5-67890 〇〇県〇〇市 賦課年度 年度 後期高齢者医療保険料 公 原符兼払込金受領証 加入者名 〇〇市 会計管理者 口座番号 01234-5-678901	<納付書1（カク公）（eL-QRあり）> 77 〇〇県〇〇市 賦課年度 年度 後期高齢者医療保険 加入者名 〇〇市 会計管理者 口座記号番号 01234-5-67890 〇〇県〇〇市 賦課年度 年度 後期高齢者医療保険料 公 原符兼払込金受領証 加入者名 〇〇市 会計管理者 口座記号番号 01234-5-678901	1. 賦課-05_納付書1（カク公） 2. 賦課-06_連帳納付書1（カク公） 3. 賦課-07_納付書2（マル公） 4. 賦課-08_連帳納付書2（マル公） 5. 収納-12_口座振替不能通知書・督促状・催告書兼納付書1（カク公） 6. 収納-13_口座振替不能通知書・督促状・催告書兼納付書2（マル公） 7. 収納-14_口座振替不能通知兼納付書（マル公） 8. 収納-16_後期高齢者医療保険料督促状兼納付書（マル公）

2.1 帳票詳細要件と帳票レイアウトに係る事項

- (1) 督促状兼納付書の圧着ハガキ様式の追加
- (2) 口座振替不能通知書兼納付書の圧着ハガキ様式の追加
- (3) 納付書の表記ゆれ修正
- (4) 納付書の領収証書における被保険者氏名欄の位置修正の検討
- (5) 期別保険料額のレイアウト修正の検討

税務・国保のカク公の納付書との横並びを踏まえ、領収証書における被保険者氏名欄の位置修正を検討していたが、市区町村WT・ベンダ分科会を踏まえて本対応は行わない。

検討を行う背景

国保標準仕様書第1.5版において、カク公の納付書内の領収証書へ、納付者氏名欄が新規追加された。

その際、税務システム標準仕様書の規定にあわせて、領収証書の中段に追加されている。

後期標準仕様書はカク公の納付書で被保険者氏名欄が領収証書の最上段に位置しており、税務・国保標準仕様書と業務間で横並びが取れていない。このことを受け、後期標準仕様書においても対応の要否を検討する。

修正内容の一例および修正対象

修正前の一例			
領収証書			
被保険者氏名			
被保険者番号	備考5	編集5	
年 度	賦課年度	相当年度	
科 目	後期高齢者医療保険料		
通知書番号			
期 別			
納付番号			
確認番号	納付区分		
納付金額			
延 滞 金			

修正後の一例			
領収証書			
被保険者番号		備考5	編集5
年 度	賦課年度	相当年度	
科 目	後期高齢者医療保険料		
通知書番号			
期 別			
納付番号			
確認番号	納付区分		
被保険者氏名			
納付金額			
延 滞 金			

修正対象
1. 賦課05. 納付書1 (カク公)
2. 賦課06. 連帳納付書1 (カク公)
3. 賦課09. 納付書1 (カク公) (eL-QRあり)
4. 賦課10. 連帳納付書1 (カク公) (eL-QRあり)
5. 収納12. 口座振替不能通知書・ 督促状・催告書兼納付書1 (カク公)
6. 収納17. 口座振替不能通知書・ 督促状・催告書兼納付書1 (カク公) (eL-QRあり)

市区町村WT・ベンダ分科会でのご意見

修正前のレイアウトで既に事業者と調整済み、又は納付書の納品が完了しており、これからの納付書レイアウトの修正は対応が難しい。

事務局の方針

第10回市区町村WT・ベンダ分科会にて構成員から寄せられたご意見を踏まえて、本対応は行わない。

2.1 帳票詳細要件と帳票レイアウトに係る事項

- (1) 督促状兼納付書の圧着ハガキ様式の追加
- (2) 口座振替不能通知書兼納付書の圧着ハガキ様式の追加
- (3) 納付書の表記ゆれ修正
- (4) 納付書の領収証書における被保険者氏名欄の位置修正の検討
- (5) 期別保険料額のレイアウト修正の検討

保険料額変更通知書等における期別保険料額の記載位置および太枠線位置について、過去に協議・合意した内容も踏まえ、対応は行わない方針とする。

検討を行う背景

第10回市区町村WT・ベンダ分科会において、「後期標準仕様書と介護・国保標準仕様書における、期別保険料額のレイアウトに差異がある」というご意見を受領したため、修正要否を検討する。

各標準仕様書における、期別保険料額の規定

- 介護・国保標準仕様書：
左側に「変更前保険料額」右側に「変更後保険料額」
- 後期標準仕様書：
左側に「変更後保険料額」右側に「変更前保険料額」、左側に視認性向上を目的とした太枠線

事務局の方針

後期標準仕様書として意図を持って規定したレイアウトであり、過去に協議・合意のうえ規定された経緯があるため、過去の合意を軽視しない観点から、修正は行わない方針とする。

過去経緯

- 2022年2月：第2回市区町村WT及びベンダ分科会にて、以下理由から、当該レイアウト案と「保険料額に変更がある場合、変更後の保険料額を先に印字する方針」を提示・合意

後期標準仕様書におけるレイアウトの基本方針としては、重要な情報を先に提示し、太枠で強調することとしている。被保険者にとってより重要なのは、実際に支払うこととなる変更後の保険料であると考えられるため、変更後の保険料を先に示し、太枠で表示している。

- 2022年8月：標準仕様書第1.0版として、当該レイアウトを決定

2. 標準化検討における今年度実施事項（各論）

2.1 帳票詳細要件と帳票レイアウトに係る事項

2.2 その他事項

2.2 その他事項

- (1) 「子ども・子育て支援金対応」に係る機能の適合基準日の取り扱いの検討
- (2) 標準仕様書1.3版における残課題対応

国保標準仕様書では、子ども・子育て支援金対応の「“標準化期限・制度施行日”より“機能の利用開始時期”が後になる実装必須機能」において適合基準日の緩和を行う予定。

検討を行う背景

“標準化期限・制度施行日”より“機能の利用開始時期”が後になるケースにおいて、実際の利用時期より前の適合を求められることから、実装する機能の開発量次第で、開発・事前検証等が間に合わず、経過措置申請等が必要になる可能性がある。

(例) 子ども・子育て支援金対応のケース（6月上旬から機能を利用する場合）

標準化期限・制度施行日			機能の利用開始時期		
令和8年2月	令和8年3月	令和8年4月	令和8年5月	令和8年6月	令和8年7月
機能の開発・事前検証等			機能の利用		
機能の利用開始時期より前倒しての適合を求められる期間					

このことから、国保標準仕様書側は、制度施行日後の適合も許容する規定を第1.6版以降にて記載予定である。

国保側の第1.6版以降における規定方針*

事務局における対応

上記課題に示したケースにおいても未適合の期間が生じないよう、適合基準日について、市区町村における事務に支障が生じないことを前提に、制度施行日後の適用も許容する規定内容とすることとしたいと考えている。

なお、本件については事前にデジタル庁と調整を行い、（別紙2）機能・帳票要件における「適合基準日」欄の記載を下記に示した案のような内容とすることで、対応可能との見解を得ている。

<「適合基準日」欄の記載内容（イメージ）>
令和8年4月1日又は令和8年度に各地方公共団体において最初に国民健康保険法第〇〇条〇項の規定に基づき〇〇を実施する日のいずれか遅い日

本件について対応することとなった場合は次版以降の対応にて、令和8年4月1日に制度施行を迎える「子ども・子育て支援金対応」や、今後制度改正により追加する実装必須機能について、対象機能や根拠法令について整理した上で、上記のとおり適合基準日を規定することを想定している。

後期標準仕様書においても、子ども・子育て支援金対応にて同様の事象が発生するため、対応要否を検討する。

*：令和7年8月7日 国民健康保険システム標準化検討会（令和7年度標準仕様書改訂 第2回合同ワーキングチーム）資料No.1 p17より抜粋

市区町村WT・ベンダ分科会での検討結果や、標準化期限の切迫を踏まえ、後期標準仕様書において、子ども・子育て支援金対応の適合基準日を緩和する方針とする。

市区町村WT・ベンダ分科会にて提示した事務局の方針

子ども・子育て支援金対応に係る機能については、前頁で示した国保標準仕様書のケースと同様に、実際の利用開始時期よりも前に適合していることが求められる。

ただし、国保標準仕様書と比較すると、後期標準仕様書において求められている機能数は少ないため、機能面での影響は限定的であると考えられる。

国保・後期双方の標準仕様書における、子ども・子育て支援金対応に関する機能の規定

- 国保：子ども・子育て支援金の算定に係る機能を多数規定
- 後期：帳票に出力する機能要件を規定
(子ども・子育て支援金の算定に係る機能は広域標準システムにて保持)

適合基準日における適合が困難な状況でない限り、基本的には適合基準日の緩和は行うべきではないと考えている。したがって、今回のケースにおいて、後期標準仕様書としては、緩和を行わない方針で検討している。

市区町村WT・ベンダ分科会でのご意見

システムで保持する機能は限定的であるが、関係するテーブル等の箇所が多く、検証作業等負荷が大きくなると想定している。現場目線で考えると、余裕があった方が良く考えることから、適合基準日の緩和を検討いただきたい。

事務局の方針

市区町村WT・ベンダ分科会において構成員から寄せられた意見を踏まえ、また、標準化期限が迫っており、各ベンダにおける対応が最も繁忙な時期であることを考慮し、子ども・子育て支援金対応に関する適合基準日については、市区町村における事務に支障が生じないことを前提に、制度施行日以降、機能として初回利用が必要な時期までの適合も許容するよう、後期標準仕様書第1.4版にて見直しを行う。(追記文案・追記イメージは次頁参照)

後期標準仕様書第1.4版において、機能・帳票要件上の記載を見直す予定である。

機能・帳票要件への追記文案*

適合基準日欄に、以下内容を追記する。
「子ども・子育て支援金対応に係る帳票出力項目については、令和8年4月1日又は令和8年度に各地方公共団体において、最初に高齢者の医療の確保に関する法律第104条第2項の規定に基づき保険料の賦課額を決定する日のいずれか遅い日までに、実装を求めることとする。」

機能・帳票要件への追記イメージ*

凡例：機能・帳票要件の1.4版追記箇所

改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	指定都市 必須機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
補記	0250818	期割処理の行われた対象者について、一括及び個別で「保険料額決定通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収開始通知書 保険料額決定(変更)通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書」、「納付書」を作成できること。 「8月の徴収額」を指定して仮徴収額変更(平準化)を実施している場合もその内容を反映した上記の通知書を出力できること。 ■帳票詳細要件シート:賦課-01■ ■帳票詳細要件シート:賦課-05■ ■帳票詳細要件シート:賦課-06■ ■帳票詳細要件シート:賦課-07■ ■帳票詳細要件シート:賦課-08■ ※1 通知書について、以下の山分けができること ・納付方法(特徴、普徴(自主)、普徴(口座))単位 ※2 納付書については、金融機関・郵便局・コンビニで利用できる納付書を出力できること ※3 普通徴収対象者について全期前納に対応した納付書が作成できること		実装必須 機能	納付書について指定したJPQR又は地方税統一QRコード以外の二次元コード等を使用した収納方法を実現する場合、当該出力要件は標準化対象外とする。 納付書については、各自治体ヒアリングの結果、コンビニ収納はどの自治体でもニーズがあったため、実装必須とした。それ以外の収納方法については、ニーズが大規模市区町村以外ではなかったことから、標準オプションとしている。 コンビニ収納を実施していない自治体では、納付書の設定により出力項目を出力しないように設定可能と規定しているため、これにより対応を行っていただく想定。 意見照会結果より、納付書については宛名が不要な場合もある(納入通知書と同封する場合)との意見を踏まえ、宛名があるもの、ないものを規定している。 また、業務横並びの観点で国民健康保険システムにおける標準仕様書でカク公ベースとマル公ベースの帳票を作成しているため、同様に様式を設けている。 個別の山分け要件として意見内容を踏まえて記載、相当年度順は必須でないとの意見があり、標準オプションとしている。	【第1.3版】機能ID 0250402及び0255221に分割及び修正 【第1.4版】子ども・子育て支援金対応に係る機能の適合基準日について補記	令和8年4月1日※ ※子ども・子育て支援金対応に係る帳票出力項目については、令和8年4月1日又は令和8年度に各地方公共団体において、最初に高齢者の医療の確保に関する法律第104条第2項の規定に基づき保険料の賦課額を決定する日のいずれか遅い日までに、実装を求めることとする。

*：追記文・追記箇所については、関係者と協議し、見直す可能性がある

2.2 その他事項

- (1) 「子ども・子育て支援金対応」に係る機能の適合基準日の取り扱いの検討
- (2) 標準仕様書1.3版における残課題対応

「eLTAXを活用した公金収納の実現に向けた取組み対応」について、広域標準システム側のインターフェース修正は行わないこととなったため、課題をクローズとする。

検討を行う背景

「eLTAXを活用した公金収納の実現に向けた取組み対応」は、収納情報を後期高齢支援システムから広域標準システムへ受け渡すインターフェースが未決定であったため、前回改版時点で未クローズとなっていた。本課題の取り扱いを検討する。

検討・課題一覧（該当箇所抜粋）

No.	対応状況	発生日	起票元	懸案・課題	状況・回答
33	仕掛	2024/2/26	第7回ベンダ分科会・市区町村ワーキングチーム	地方税統一QRコードについて令和7年8月の改定に向けて対応方針を検討する。	【2024/2/26記入】 来年度の対応を検討することとし、1.3版（仮名）（案）以降の持ち越し事項とする。 【2024/3/25記入】 来年度の対応を検討することとし、1.3版（仮名）（案）以降の持ち越し事項とする。 【2024/11/15記入】 対応方針を検討し、1.3版へ取込み対応する。 ただし、収納情報を後期高齢支援システムから広域標準システムへ受け渡すインターフェースについては、広域標準システムと検討中のため、次版以降へ持ち越す。

事務局の方針

収納情報を後期高齢支援システムから広域標準システムへ受け渡すインターフェースについて、修正を行わない。
（広域標準システムのインターフェース仕様書、後期標準仕様書の修正は行わない）
このことを受け、本課題はクローズ。

3. 今後のスケジュール

3. 今後のスケジュール

第10回検討会での議論を経て標準仕様書1.4版案を修正し、10月からの全国意見照会に向けて準備を進めていく。

